

# 君津市立地適正化計画 届出の手引き

## 立地適正化計画について



本市は人口減少・高齢化による医療、商業等の生活サービス施設の撤退やバス等の公共交通のサービス水準低下、近年頻発・激甚化する自然災害に対応し、将来にわたり、安全・安心で便利に暮らしやすくするため、立地適正化計画を策定しました。

これまでの都市計画法による規制に加え、届出・勧告や国等の支援制度により、緩やかに一定区域へ居住や生活サービス施設の立地を促していきます。

### 立地適正化計画で定めたこと

立地適正化計画では、届出に関連して、以下の内容を定めました。

#### 【計画の対象範囲】

君津都市計画区域

#### 【まちづくりの方針】

方針1：都市機能の集約と移動環境の向上による 便利で賑わいのあるまち

方針2：誰もが快適・健康的に日常生活を過ごせる 持続可能なまち

#### 【居住誘導区域】 3 ページ

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

#### 【都市機能誘導区域】 3 ページ

医療・商業等の都市機能を都市の中心拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

#### 【誘導施設】 4 ページ

都市機能誘導区域に、立地を誘導すべき都市機能増進施設（医療・商業等の居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）

# 立地適正化計画における届出制度について

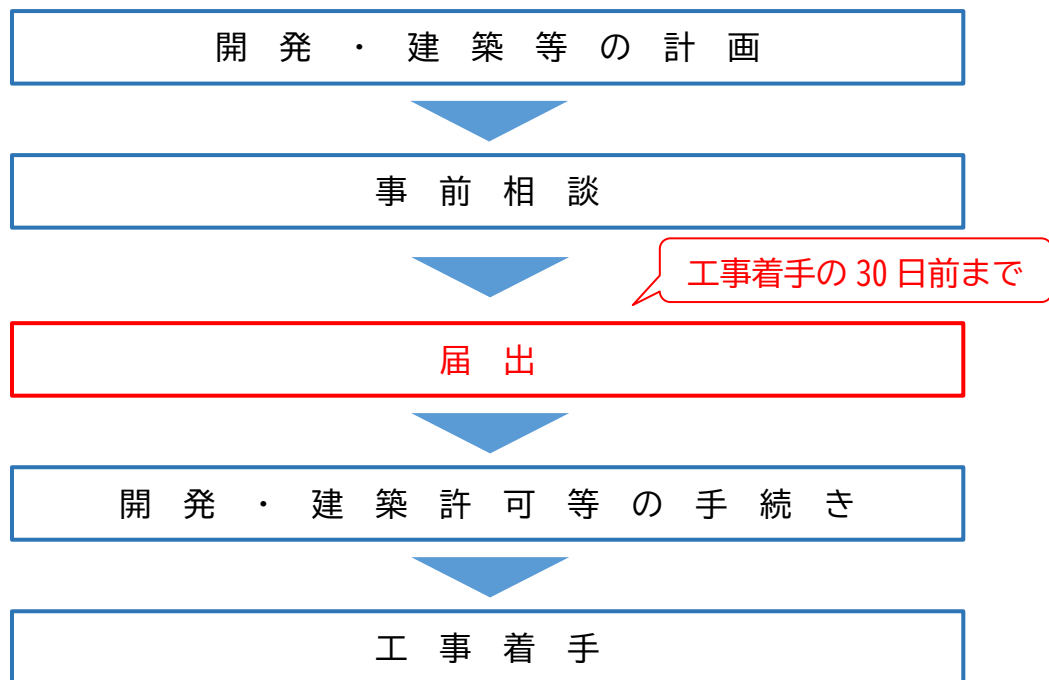


本計画の策定に伴い、立地適正化計画区域内（君津都市計画区域）において、以下の行為を行う場合には、都市再生特別措置法（以下「法」といいます。）に基づき、市への事前届出が必要になります。

この届出は、本市の目指すまちづくりの実現のため、住宅開発や誘導施設の立地について市が情報把握することを目的としています。

- 1 居住誘導区域外での住宅の開発・建築等
- 2 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等
- 3 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

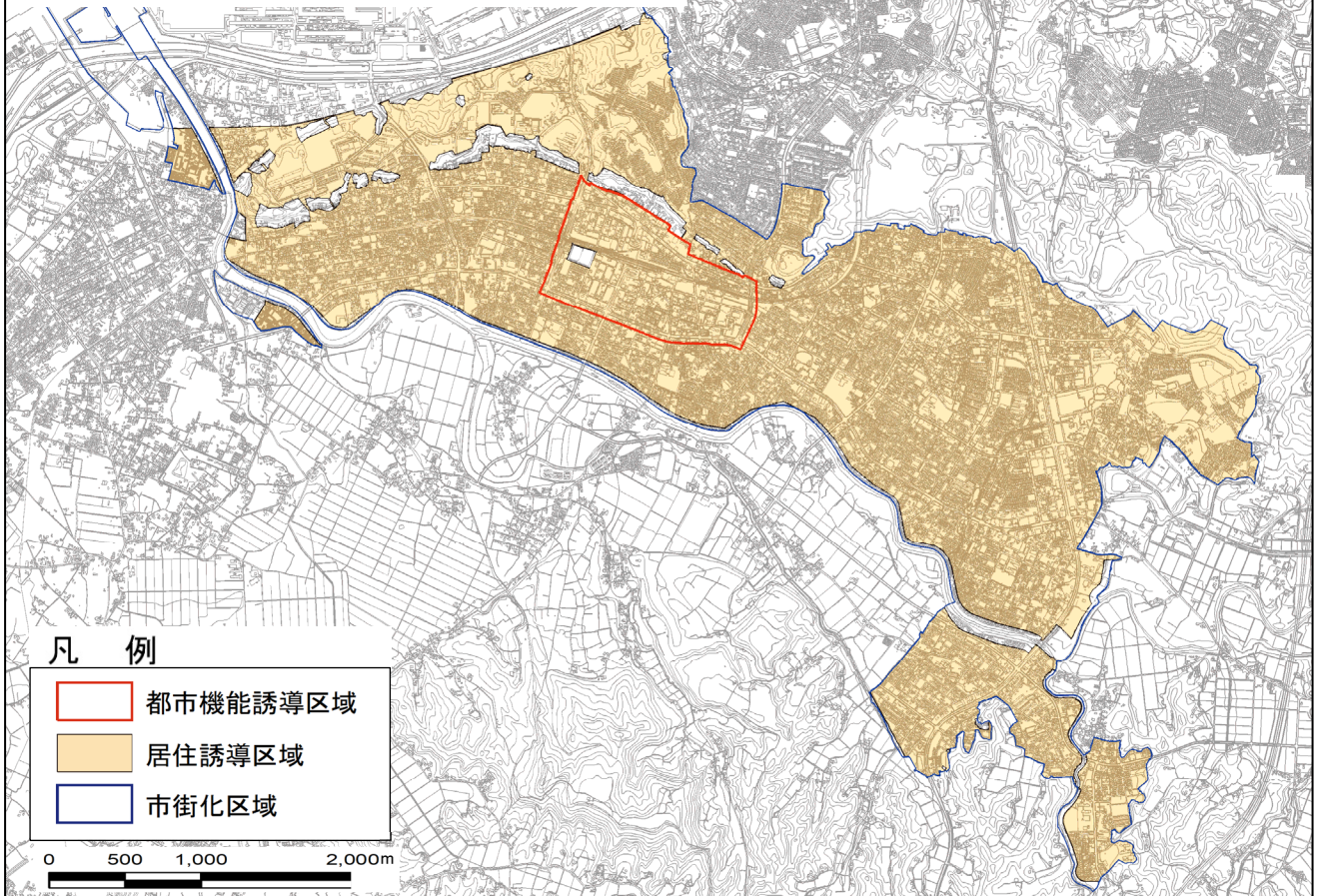
## 【届出の時期・手続きの流れのイメージ】



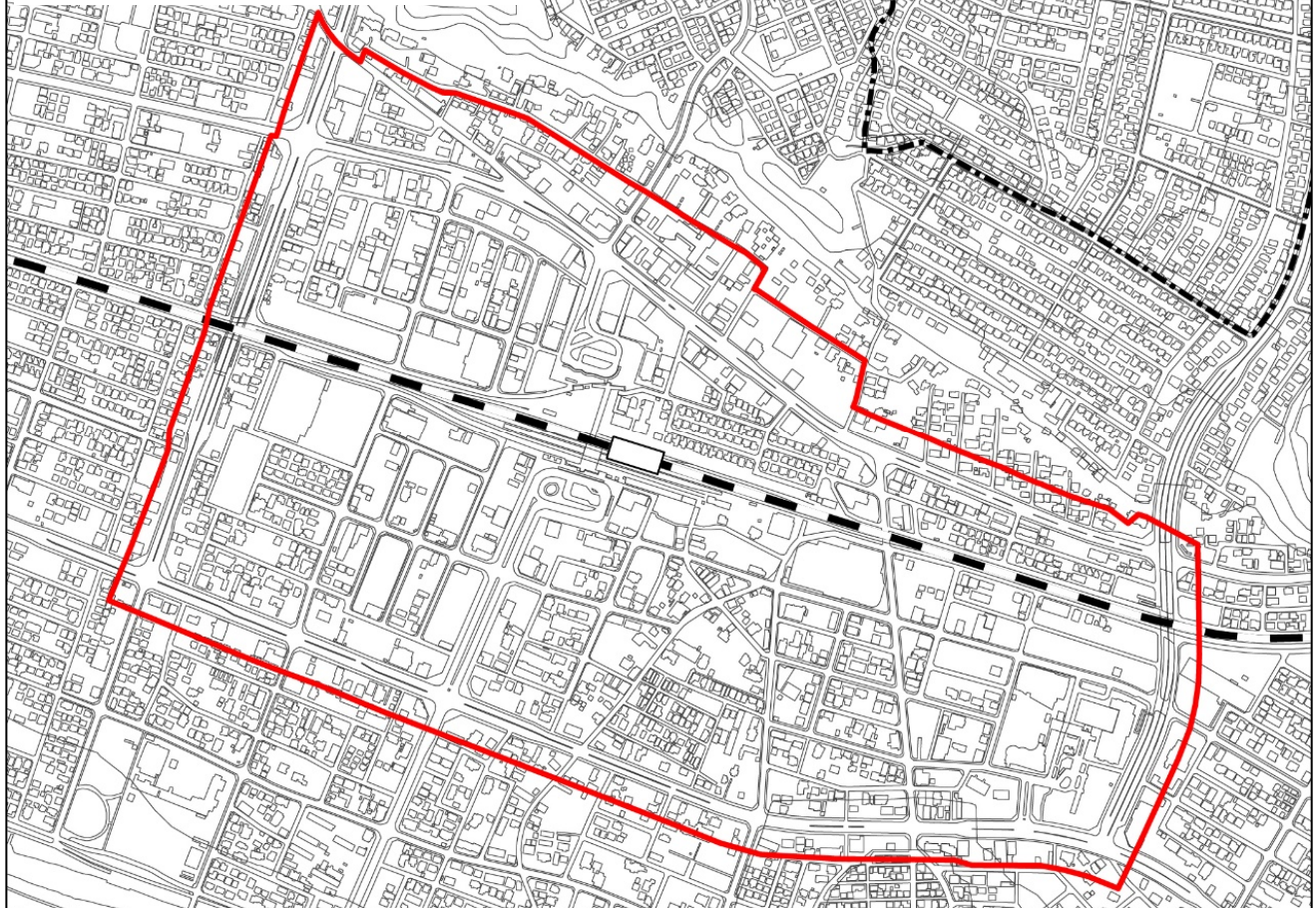
※本計画を推進する上で、支障があると認められるときは、必要な勧告をすることがあります。



### 【 居住誘導区域及び都市機能誘導区域 】



### 【 都市機能誘導区域 拡大図 】



- ・ 都市機能誘導区域にかかる一体的な建築行為または開発行為を行う土地は都市機能誘導区域とします。
- ・ 居住誘導区域、都市機能誘導区域の詳細は、君津市ホームページまたは建設計画課窓口でご確認下さい。



【 誘導施設 】

機能	施設	定義
行政	市役所本庁舎	地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
介護 福祉	保健福祉センター	君津市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例に基づく施設
	地域包括支援センター	介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する施設
	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律の基準により登録される施設
	通所系施設 (デイサービス等)	老人福祉法及び介護保険法に定める施設であって、通所を目的とする施設
子育て	認可保育園	児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所であって、同法第 35 条第 3 項の届け出を行った施設または第 35 条第 4 項の認可を受けた施設
	幼稚園	学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（幼保連携型認定こども園にあっては、同法第 16 条の届け出を行った施設または第 17 条第 1 項の認可を受けた施設に限る）
商業	大型小売店舗	大規模小売店舗立地法第 2 条第 1 項に規定する大型小売店舗で店舗面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
医療	病院、診療所	医療法第 1 条の 5 に規定する病院、診療所
金融	銀行	銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行
	信用金庫	信用金庫法に基づく信用金庫
	信用組合	中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合
	農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合
教育・ 文化	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
	生涯学習交流センター	君津市地域交流センターの設置及び管理に関する条例に基づく施設



# 1 居住誘導区域外での住宅の開発・建築等

法第 88 条に基づき、居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、行為に着手する日の 30 日前までに市への届出が必要となります。

## 届出の対象

### 【開発行為】

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸または 2 戸の住宅の建築目的の開発行為（1,000 m<sup>2</sup>以上）

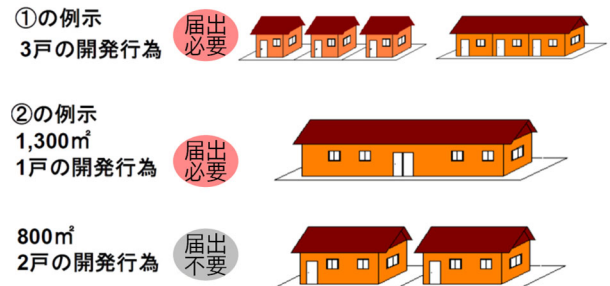


図 開発行為の例

### 【建築等行為】

- ① 3 戸以上の住宅の新築
- ② 建築物の改築または用途変更により 3 戸以上の住宅とする場合

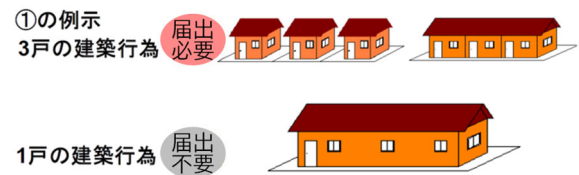


図 建築等行為の例

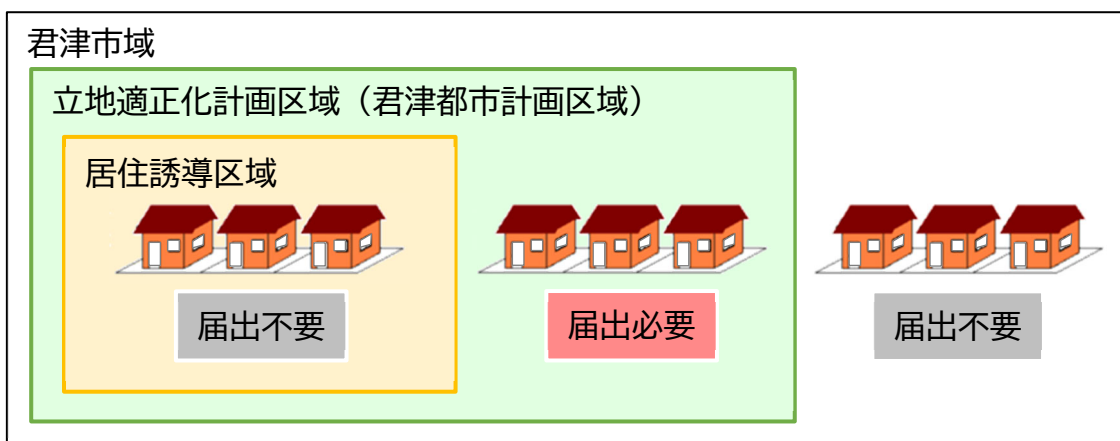


図 届出の対象区域イメージ

## 届出を要しない行為

- ・ 住宅等で仮設のもの、または農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為 等

## 届出書類

以下の区分により、届出様式と添付書類を1部提出してください。

区分	届出様式	添付書類	備考
開発行為	様式第十 ⇒記入例 P9	<input type="checkbox"/> 現況図	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・縮尺1/1,000以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 設計図	・土地利用計画図等 ・縮尺1/100以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人に委任する場合
		<input type="checkbox"/> その他参考となる資料	・位置図、公図の写し等
建築等行為	様式第十一 ⇒記入例 P10	<input type="checkbox"/> 配置図	・敷地内における住宅等の位置を表示する図面 ・縮尺1/100以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 建築物の2面以上の立面図 <input type="checkbox"/> 各階平面図	・縮尺1/50以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人に委任する場合
		<input type="checkbox"/> その他参考となる資料	・位置図、公図の写し等
上記の届出内容を変更する場合	様式第十二 ⇒記入例 P11	上記のそれぞれの場合と同様の添付書類	



## 2 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等

法第 108 条に基づき、都市機能誘導区域外で以下の行為を行う場合には、行為に着手する日の 30 日前までに市への届出が必要となります。

### 届出の対象

#### 【開発行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

#### 【建築等行為】

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

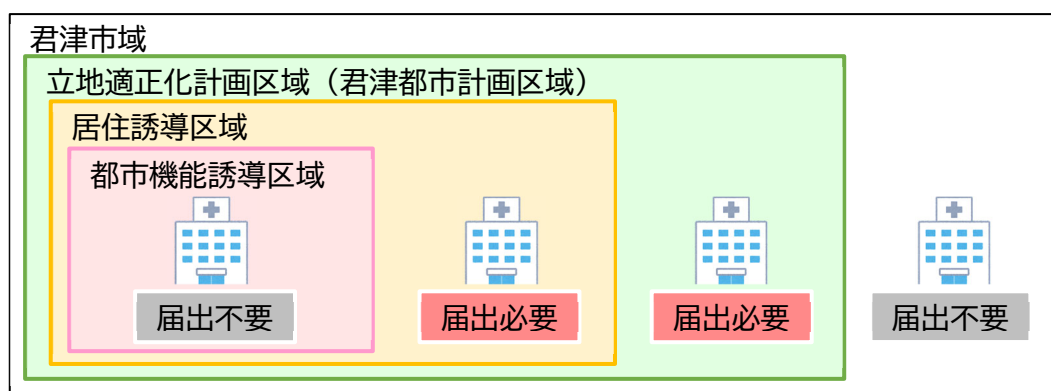


図 届出の対象区域イメージ

### 届出を要しない行為

- ・ 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為 等

## 3 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

法第 108 条の 2 に基づき、都市機能誘導区域内で誘導施設の休止・廃止をする場合には、行為に着手する日の 30 日前までに市への届出が必要となります。

### 届出の対象

- ・ 誘導施設を休止または廃止する場合

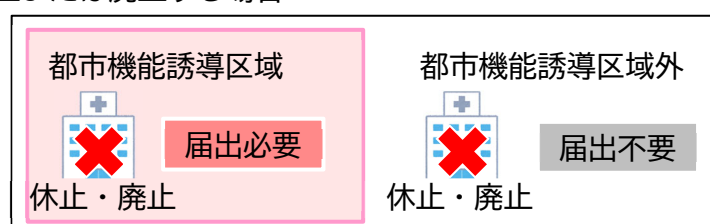


図 届出の対象区域イメージ

## 届出書類

以下の区分により、届出様式と添付書類を1部提出してください。

区分	届出様式	添付書類	備考
開発行為	様式第十八 ⇒記入例 P12	<input type="checkbox"/> 現況図	・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 ・縮尺1/1,000以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 設計図	・土地利用計画図等 ・縮尺1/100以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 店舗面積が分かる書類	・商業施設で上記図面から店舗面積が確認できない場合
		<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人に委任する場合
		<input type="checkbox"/> その他参考となる資料	・位置図、公図の写し等
建築等行為	様式第十九 ⇒記入例 P13	<input type="checkbox"/> 配置図	・敷地内における建築物の位置を表示する図面 ・縮尺1/100以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 建築物の2面以上の立面図 <input type="checkbox"/> 各階平面図	・縮尺1/50以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 店舗面積が分かる書類	・商業施設で上記図面から店舗面積が確認できない場合
		<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人に委任する場合
		<input type="checkbox"/> その他参考となる資料	・位置図、公図の写し等
上記の届出内容を変更する場合	様式第二十 ⇒記入例 P14	<input type="checkbox"/> 上記のそれぞれの場合と同様の添付書類	
休廃止	様式第二十一 ⇒記入例 P15	<input type="checkbox"/> 位置図	・白図等 ・縮尺1/2,500以上（推奨）
		<input type="checkbox"/> 委任状	・代理人に委任する場合
		<input type="checkbox"/> その他参考となる資料	・公図の写し等



開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇〇月〇〇日  
 (宛先) 君津市長

届出者 住 所 君津市久保 2-13-1

氏 名 〇〇株式会社  
 代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 君津支店 ●● ●●  
 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	君津市●●□□番×
	2 開 発 区 域 の 面 積	1,500 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	共同住宅 (6 戸) <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px; font-size: small;">戸数も併せて記載してください。</span>
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第十一（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">住宅等の新築</p> <p style="margin: 0;">建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p style="margin: 0;">建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div style="margin: 0;"> <p>について、下記により届け出ます。</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px; color: red;">令和〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin-top: 10px;">(宛先) 君津市長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>届出者 住所 <span style="color: red;">君津市久保 2-13-1</span></p> <p>氏名 <span style="color: red;">君津 太郎</span></p> <p>連絡先 <span style="color: red;">〇〇(株) 君津支店 ●●</span> <span style="color: red;">〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</span></p> </div>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>地名地番： <span style="color: red;">君津市●●□□番×</span></p> <p>地目： <span style="color: red;">宅地</span>    面積： <span style="color: red;">1,500</span>    平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	<p><span style="color: red;">一戸建住宅 (3戸分譲)</span> <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px; color: red; font-size: small;">戸数も併せて記載してください。</span></p>
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	<p> </p>
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>行為の着手予定年月日： <span style="color: red;">令和〇年〇〇月〇〇日</span></p> <p>行為の完了予定年月日： <span style="color: red;">令和〇年〇〇月〇〇日</span></p>

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



様式第十二（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

## 行為の変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）君津市長

届出者 住 所 君津市久保 2-13-1

氏 名 君津 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

- |   |                 |                       |                       |
|---|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 当初の届出年月日        |                       | 令和〇年〇〇月〇〇日            |
| 2 | 変更の内容           |                       |                       |
|   |                 | (変更前)                 | (変更後)                 |
|   | 開発区域の面積         | 400.00 m <sup>2</sup> | 500.00 m <sup>2</sup> |
|   | 設計              | 当初の届出書添付のとおり          | 別図のとおり                |
| 3 | 変更部分に係る行為の着手予定日 |                       | 令和〇年〇〇月〇〇日            |
| 4 | 変更部分に係る行為の完了予定日 |                       | 令和〇年〇〇月〇〇日            |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 君津市長

届出者 住 所 君津市久保 2-13-1

氏 名 君津 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	君津市●●□□番×
	2 開 発 区 域 の 面 積	3,000 平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	認定こども園
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和〇年〇〇月〇〇日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



様式第十九（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">誘導施設を有する建築物の新築</p>                  建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為                  建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為             </div> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(宛先) 君津市長</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住所 <b>君津市久保 2-13-1</b>                  氏名 <b>君津 太郎</b>                  連絡先 <b>〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇</b></p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番： <b>君津市●●□□番×</b>  地目： <b>宅地</b> 面積： <b>300</b> 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	<b>診療所</b>
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： <b>令和〇年〇〇月〇〇日</b> 行為の完了予定年月日： <b>令和〇年〇〇月〇〇日</b>

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

様式第二十（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

## 行為の変更届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

（宛先）君津市長

届出者 住 所 君津市久保 2-13-1

氏 名 君津 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

## 記

- |   |                 |                       |                       |
|---|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 当初の届出年月日        |                       | 令和〇年〇〇月〇〇日            |
| 2 | 変更の内容           |                       |                       |
|   |                 | (変更前)                 | (変更後)                 |
|   | 用途変更部分の面積       | 150.00 m <sup>2</sup> | 160.00 m <sup>2</sup> |
|   | 設計              | 当初の届出書添付のとおり          | 別図のとおり                |
| 3 | 変更部分に係る行為の着手予定日 |                       | 令和〇年〇〇月〇〇日            |
| 4 | 変更部分に係る行為の完了予定日 |                       | 令和〇年〇〇月〇〇日            |

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

## 誘導施設の休廃止届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 君津市長

届出者 住 所 君津市久保 2-13-1

氏 名 君津 太郎

連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、下記により届け出ます。

## 記

- 1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〇〇クリニック 診療所 君津市〇〇 ×-×-×

- 2 休止(廃止)しようとする年月日

令和〇年 〇〇 月 〇〇 日

- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間

- 4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

当該建築物を存置するが、使用予定は未定。使用について決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。



## 届出の対象となる区域について

Q1	各誘導区域の範囲はどこで確認できますか。	
A1	君津市ホームページまたは建設計画課窓口でご確認下さい。	
Q2	届出対象区域と対象外の区域の両方を含めた敷地の場合、届出は必要ですか。	
A2	本市では、以下の対応としています。	
	<b>敷地の状況</b>	<b>届出</b>
	居住誘導区域内外にまたがる開発行為・建築等行為	
	原則	不要
	計画書に示す災害リスクの高い区域が含まれる	必要
	都市機能誘導区域内外にまたがる開発行為・建築等行為	
原則	不要	
計画書に示す災害リスクの高い区域が含まれる	必要	
都市機能誘導区域内外にまたがる誘導施設の休廃止		必要
Q3	君津都市計画区域外では届出は必要ですか。	
A3	立地適正化計画区域外となるため、届出は必要ありません。	

## 届出の対象となる行為等について

Q1	3戸の建売住宅を同時期に建築する予定ですが、届出の対象になりますか。
A1	届出者及び着工日が同一で、隣接する土地に建築する場合には届出の対象になります。なお、2戸の長屋と1戸の戸建住宅を建設する場合なども届出対象となる場合がありますので、届出の必要性の有無について、事前にご相談ください。
Q2	開発行為を行った後に施設を建築する場合については、開発行為のみの届出でよいですか。
A2	開発行為、建築行為のそれぞれについて届出が必要となります。
Q3	休止と廃止の違いは何ですか。
A3	施設の再開の意思がある場合は休止、再開の意思がない場合は廃止となります。
Q4	廃止の届出について、都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出が必要ですか。
A4	誘導施設の立地状況や誘導施設を有する建築物の状況を把握し、都市機能の誘導を推進するための制度となっているため、届出が必要です。
Q5	誘導施設を廃止（休止）しますが、別事業者が同じ用途で建築物（敷地）を使用することが決まっている場合にも届出が必要ですか。
A5	届出が必要です。届出書に休廃止後の建築物の使用予定を記載する項目がありますので、休廃止後の使用について決まっている場合は記載してください。
Q6	休止の届出が必要になる休止期間はどれくらいですか。また、施設の建て替えや改装等で休止する場合にも届出が必要ですか。
A6	3カ月以上休止する場合は届出が必要となります。建て替えや改装等についても3カ月以上休止する場合には届出が必要です。



## 届出の対象となる施設について

Q1	届出対象となる「住宅」とはどういったものですか。
A1	「住宅」とは一戸建住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅を指します。詳しくは建築基準法における住宅の取扱をご参考ください。
Q2	サービス付き高齢者向け住宅や社宅についても「住宅」に該当しますか。
A2	実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは「住宅」として取り扱います。
Q3	仮設建築物は届出対象になりますか。
A3	届出対象になりません。期間限定の催し物等において、一時的に誘導施設の用途となる場合も対象となりません。また、仮設のための開発行為も同様です。
Q4	一部に誘導施設を含む複合施設は対象になりますか。
A4	一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。
Q5	1つの建物で複数の誘導施設を有する建築物を建築する場合、届出はそれぞれの施設毎に必要ですか。
A5	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つとし、建築物の用途の欄に届出対象となる全ての誘導施設名の記載をお願いします。
Q6	コンビニエンスストアやドラッグストアは届出対象になりますか。
A6	店舗面積が1,000㎡を超える場合は届出が必要です。

## 届出の書類について

Q1	届出書はどこで入手できますか。
A1	君津市ホームページからダウンロードできます。
Q2	届出書は何部必要ですか。
A2	1部提出してください。
Q3	届出者は誰になりますか。
A3	開発行為の場合は開発行為者で、建築行為の場合は建築主となります。
Q4	代理人による届出は可能ですか。
A4	委任状を提出することにより可能です。
Q5	届出書の建築物の用途は何を記載すればよいですか。
A5	誘導施設に関わる場合は誘導施設名を、住宅等に係る場合は建築確認と同様の用途（専用住宅、共同住宅等）を記載してください。
Q6	届出書の地目、面積は何に基づき記載すればよいですか。
A6	地目については登記簿、面積については実測に基づき記載してください。

## 届出の期日について

Q1	届出に係る事項に変更が生じた場合はどのようにすればよいですか。
A1	届出に係る事項（添付図書の内容を含む）に変更が生じた場合には、変更に係る行為に着手する30日前までに所定の様式による届出が必要です。
Q2	開発許可申請や確認申請との提出の前後関係は、どのようにすればよいですか。
A2	法令上は前後関係の定めはありません。ただし、届出の主旨が立地場所の誘導でもあることから、開発許可申請や確認申請に先立ち相談、提出をお願いします。

## その他全般について

Q1	この届出により、計画の修正を求められることがありますか。また、届出後に何か書類の通知はありますか。
A1	必要な記載事項や添付書類等が揃っていれば、基本的には正本1部の受理をもって手続は完了ですので、書面による通知等はありません。 ただし、必要がある場合（誘導を図る上で支障があると認められる場合）のみ、届出者に対し勧告を行うことがあります。（法第88条第3項、法第108条第3項、法第108条の2第2項）
Q2	都市機能誘導区域外には誘導施設に位置づけられた施設は立地できなくなりますか。
A2	都市機能誘導区域を設定することにより、都市機能誘導区域外に誘導施設を立地する場合は、届出の対象となりますが、建築そのものが禁止されるものではありません。 都市機能誘導区域内に施設を立地する際は、様々な支援策を受けられる場合があるなどのメリットがあります。
Q3	届出をしなかった場合、罰則はありますか。
A3	届出をしないで、または虚偽の届出をして開発行為等を行った場合、法第130条に基づき罰金に処せられる場合があります。 なお、都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出について違反した場合の罰則はありません。